

副 本

平成27年(行ツ)第8号 移送申立事件

申立人(被告) 国(処分行政庁 厚生労働大臣)

相手方(原告) 増田修治ほか23名

意 見 書

平成27年8月6日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

申立人(被告)指定代理人

梶野 一 穂 

新 厩 隆 志 

足 立 治 

門 田 洋 平 

桜 木 祐 司 

小 西 真 弓 

楠 博 文 

森 田 直 樹 

岡 野 和 薫 

日向寺 裕 夢 子 

石毛雅之 

内海淳二 

中利也 

伊藤憲昭 

渡邊 寮一郎 

八巻純一 

徳田 豊 

最上 亮 

林 徹 

谷口智也 

佐藤 謙一 

佐久間 裕樹 

小杉 光恵 

畑 中正 規 

松永 潔文 

服部 順一 

富曾根 史生 

申立人は、本書面において、相手方らの平成27年6月22日付け意見書（以下「相手方ら意見書」という。）及び同年7月7日付け補充意見書（以下「相手方ら補充意見書」という。）に対し、必要な範囲で申立人の意見を述べる。

なお、略語等は、本書面において新たに定めるもののほかは、平成27年5月21日付け移送申立書（以下「移送申立書」という。）の例による。

第1 鳥取県内の機構年金事務所が、行訴法12条3項の「事案の処理に当たつた下級行政機関」に当たるとはいえないこと

1 行訴法12条3項の趣旨

行訴法12条3項が「当該処分…に関し事案の処理に当たつた下級行政機関」の所在地の裁判所にも取消訴訟の管轄を認めた趣旨は、「当該下級行政機関の所在地に管轄を認めても被告行政庁の訴訟進行上の対応に困ることはないと考えられ、他方で原告の出訴及び訴訟進行上の便宜は大きく、また、当該裁判所の管轄区域内に証拠資料や関係者も多く存在するのが通常であると考えられるから証拠調べの便宜にも資し、審理の円滑な遂行を期待することができることにある」と解されており（最高裁平成13年2月27日第三小法廷決定・民集56巻1号149ページ）、要するに、同項の趣旨は、①被告の訴訟進行上の対応に支障が生じないこと、②原告の出訴及び訴訟進行上の便宜、③証拠の集中等による証拠調べの便宜の3点にあると解される（寺岡祥和「最高裁判所判例解説〔最高裁平成26年8月25日第一小法廷決定〕」・法曹時報67巻6号1740ページ）。

行訴法12条3項の趣旨をふえんすると、上記②の点については、同項の特別管轄の規定が国民の権利救済の便宜を図るという観点から設けられたものであることは明らかである。他方で、上記①の点については、立法経過をみると、「同項の規定は、（中略）同条1項の一般管轄の規定の例外規定として設けられたものであり、その限りにおいて同項の立法趣旨である被告行政庁の応訴の

便宜の観点の後退させようとしたものにすぎず、これを否定して新たな観点から管轄を定めたものではない。具体的には、処分等に関し事案の処理に当たった下級行政機関であれば、当該事案の処理において主導的役割を果たしたものであるとして、当該事案を熟知しているであろうから、その所在地の裁判所において被告行政庁を応訴させても、応訴に支障はないと考えられていた」というものである。また、上記⑧の点については、立法経過をみると「同条3項の規定を設けるに当たっては、裁判所の証拠調べの便宜、すなわち、当該処分に関する不服をめぐる紛争につき重要な証拠資料や証人が存在する土地の裁判所において審理を行うことができるものとするにより審理の円滑化、迅速化を図るという観点が重視されていた」というのである。そして、これらの点を踏まえて、「当該処分…に関し事案の処理に当たった下級行政機関」という文言が採用されたものである（以上につき、西川知一郎「最高裁判所判例解説民事篇平成13年度（上）」160、161ページ）。

このような行訴法12条3項の趣旨ないし立法経過に鑑みれば、同項にいう「事案の処理に当たった下級行政機関」とは、当該処分に関し事案の処理そのものに実質的に関与した下級行政機関をいうものと解するのが相当である。そして、当該処分に関し事案の処理そのものに実質的に関与したと評価することができるか否かは、上記の立法趣旨にかんがみ、当該処分の内容、性質に照らして、当該下級行政機関の関与の具体的態様、程度、当該処分に対する影響の度合い等を総合考慮して決すべきである。このような観点からすれば、当該下級行政機関が処分庁の依頼によって当該処分の成立に必要な資料の収集を補助したり事案の調査の一部を担当したりしたにすぎないような場合や、申請書及びその添付書類を受理してその形式審査を行い、申請人に対しその不備を指摘して修正させたり添付書類を追完させたりした上でこれを処分庁に進達したにすぎないような場合などは、当該下級行政機関は、原則としていまだ事案の処理そのものに実質的に関与したと評価することはできないというべきである。

(前掲最高裁平成13年2月27日第三小法廷決定)。

2 審査請求又は再審査請求が機構年金事務所を経由してされたことを根拠に同事務所が行訴法12条3項の「事案の処理に当たった下級行政機関」に当たるとはいえないこと

(1) 相手方らは、憲法32条の定める裁判を受ける権利には、裁判所ないし裁判手続へのアクセスの保障についても権利の内容として含まれており、行訴法12条3項もこの趣旨に沿って緩やかに解されるべきである(相手方ら意見書2ページ)とした上で、同項における「当該処分に関し」とは、本件においては、『本件年金額減額改定処分及びその処分に対する審査請求や再審査請求手続に関係する』という意味で捉えられるべきである(同5ページ)し、「事案の処理に当たった」ことの該当性は、「申請の受付・経由機関であるかどうか」等の外形から判断すべきであるとし、「本件において原告らは、居住地を管轄する鳥取年金事務所を経由して、本件年金額減額改定処分の審査請求の手続を行っており、鳥取年金事務所が外形上『事案の処理に当たった』ことは明らかである」(同5、6ページ)から、鳥取県内の機構年金事務所が同項の「事案の処理に当たった下級行政機関」に当たる旨主張する。

(2) しかしながら、そもそも、いかなる裁判所において裁判を受くべきかの裁判所の組織、権限、審級等については、全て法律において諸般の事情を考慮して決定すべき立法政策の問題であって、何ら憲法の制限するところではないのであって(最高裁平成元年6月8日第二小法廷決定・集民157号25ページ、最高裁昭和25年2月1日大法廷判決・刑集4巻2号88ページ)、行訴法12条3項の定める「当該処分…に関し」「事案の処理に当たった」という文言の解釈についても、憲法32条との抵触は問題とならないというべきである。

したがって、相手方らの主張のうち、憲法32条を根拠とする部分は理由

がない。

- (3) 国民年金及び厚生年金の額の改定に係る厚生労働大臣の決定に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる（国民年金法101条1項、厚生年金法90条1項）と定められ、これらの請求の方式として、審査請求及び再審査請求は、審査請求人の居住地を管轄する機構の年金事務所等を経由して行うことができると定められている（社会保険審査官及び社会保険審査会法5条2項、32条4項）。

国民年金法及び厚生年金保険法という個別の法律において第三審機関への審査請求を認めている趣旨は、審査請求主義の迷前をできるだけ生かし、審査機関の専門性を重視した結果によるものであり（宮井力ほか「コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法」303ページ）、制度上、原処分と審査請求及び再審査請求とは別個の処分として切り離されているものである。また、原処分に対する審査請求及び再審査請求の請求書の提出の経由機関としての関与は、原処分後の事情である上、「経由」という関与形態に鑑みても、原処分に関し事案の処理そのものへの関与といえないことは明らかである。

そして、機構鳥取年金事務所が、本件処分に関する事務処理に何ら関与していないことは、移送申立審第2の2(2)（5ないし7ページ）に記載のとおりである。

したがって、本件処分の審査請求又は再審査請求が機構鳥取年金事務所を経由してされたことを根拠として、同年金事務所が、行訴法12条3項の「事案の処理に当たった下級行政機関」には当たるといえることはできない。

- 3 年金給付を受ける権利の認定請求書が機構年金事務所に提出されたことを根拠に同事務所が行訴法12条3項の「事案の処理に当たった下級行政機関」に当たるとはいえないこと

相手方らは、機構鳥取年金事務所、米子年金事務所又は倉吉年金事務所が、相手方らが提出した裁定請求書に関する受付点検や資格審査といった裁定事務を通じて、本件処分に関する事務処理に実質的に関与したとも主張する（相手方ら補充意見書2ないし4ページ）。

しかしながら、年金給付を受ける権利（受給権）の裁定に係る決定（国民年金保険法16条、厚生年金保険法33条）と年金の額の改定に係る決定（国民年金法27条等、厚生年金保険法43条等）とは全く別個の処分であって、その処分要件や処分の根拠資料として考慮すべき事柄も全く異なるというべきである。そうすると、仮に、前者の処分に関する事務手続に関与していたとしても、このことのみをもって、当然に後者の処分に関し本案の処理そのものに実質的に関与したものとはいえないことは明らかである。

そして、鳥取県内の機構年金事務所が、本件処分に関する事務処遇に何ら関与していないことは、移送申立書第2の2(2)（5ないし8ページ）に記載のとおりである。

したがって、年金給付を受ける権利の裁定請求客が鳥取県の機構年金事務所に提出されたことを根拠として、同事務所が、行訴法12条3項の「本案の処遇に当たった下級行政機関」には当たるとすることはできない。

3 小括

以上のとおり、鳥取県内の機構年金事務所は、行訴法12条3項の「本案の処遇に当たった下級行政機関」に当たらず、この点に関する相手方らの主張に理由がないことは明らかである。

第2 御庁を管轄裁判所とする合意は成立しておらず、また、本件移送申立てが信託則に反し、権利を濫用するものとはいえないこと

1 管轄の合意が認められないこと

相手方らは、社会保険審査会の裁定書原本に添付された、同会委員長名義の

「裁決審判本の送付について」と題する書面（陳甲第4号証）に、本件処分の「取消し…の訴えは…國を被告として…お住まいの地域の地方裁判所に提起することができます。」と記載されていることを根拠として、鳥取県内に居住する者の「お住まいの地域の地方裁判所」は御庁を指しており、御庁を管轄裁判所と定める合意の申込みがあったと主張する（相手方ら意見書8、7ページ、相手方ら補充意見書4ページ）。

しかしながら、上記記載は、取消訴訟の提起に関する教示としてされたものであるから、そもそも訴訟法上の効果を生じさせる意思表示でないことは明らかであるし、上記記載内容から、御庁に合意管轄を生じさせる意思を読み取ることもできない。

また、管轄という訴訟法上の効果を生じさせる意思表示は、訴訟代理権のある者によってなされる必要がある（秋山幹男外「コンメンタール民事訴訟法I第2版追補版」173ページ）。この点、上記記載は、社会保険審査会ないし同会委員長（以下、両者を併せて「社会保険審査会ら」という。）が記載したものであるが、本件訴訟は、國を被告（当事者）とする訴訟であって、法務大臣が、國を代表するのであるから（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律1条）、社会保険審査会らは、いずれも被告ないし被告代行者には当たらない。また、社会保険審査会らは、いずれも本件処分の処分行政庁でもないから、行訴法11条6項に基づく訴訟代理権も認められない。よって、社会保険審査会らに、本件訴訟における訴訟代理権がないことは明らかであるから、上記記載が管轄の合意の申込みとしての効力を有することはない。

したがって、御庁を管轄裁判所と定める合意の申込みがあったと主張する相手方らの上記主張は失当である。

2 信義則違反及び権利の濫用が認められないこと

また、相手方らは、前記記載等を根拠として、申立人には御庁で応訴する義務

務があり、移送申立ては信義則に反し、権利濫用であって許されないと主張する（相手方ら意見書7, 8ページ, 相手方ら補充意見書4ないし7ページ）。

しかしながら、上記記載は、処分行政庁である厚生労働大臣ではなく、これとは異なる独立した機関である社会保険審査会らが記載したものであって、同記載に処分行政庁である厚生労働大臣が拘束される理由はない。また、管轄裁判所については、行訴法12条に法定されているとおりであって、行政機関による誤った敬示内容によって左右される性質のものではない。また、誤った管轄裁判所について敬示を依頼して訴えを提起した国民に不利益を及ぼさないための救済としては、行訴法の定める正しい管轄裁判所へ移送して、同管轄裁判所に事件を取り扱わせることが適切な救済措置であるといえる。

なお、行政不服審査法においても、行政庁が当該処分の相手方に対し、不服申立て先について誤った敬示をした場合には、正しい不服申立てを管轄する行政庁に対して不服申立てに係る請求書を送付して不服申立てを取り扱わせることとしている（行政不服審査法18条, 46条）。

したがって、申立人の移送申立ては、信義則違反及び権利の濫用であるとする相手方らの主張は理由がないというべきである。

なお、相手方らは、「これまで行政訴訟においては、被告が自らの判断により、応訴管轄を生じさせるということが繰り返し行われてきた。」「税務訴訟を初めとするいくつかの分野では、行政はほぼ確実に応訴管轄を生じさせてきた」等主張する（相手方ら補充意見書4, 5ページ）とともに、その理由を付添して主張する。しかしながら、そもそも、国がほぼ確実に応訴管轄を生じさせてきたとの事実はないし、仮に、国が応訴により管轄を生じさせたことがあったとしても、それは個別事案の特殊性に鑑み、そのように対応したにすぎず、本件訴訟の管轄に関する前記結論を左右するものではない。

第3 結論

以上のとおり、本件訴訟が御庁の管轄に属するとの相手方らの主張には理由がないから、本件訴訟は速やかに広島地方裁判所に移送されるべきである。

以 上